

観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定マーク使用要綱

令和6年2月28日

観光庁参事官（産業競争力強化）

第1 趣旨

本要綱は、「観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱」（以下「制度要綱」という。）に基づいて使用を認める認定マークについて、その適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

第2 使用者

認定マークの使用が可能なのは、制度要綱に基づく認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）に限る。ただし、以下の場合には使用することができる（以下、認定施設も含めて「使用者」という。）。

1. 関係府省庁または地方公共団体が、認定マークの使用目的に沿った使用および制度の普及活動を行う場合。
2. 報道関係機関が報道目的に使用する場合。
3. その他観光施設における心のバリアフリー認定制度の広報活動に有用な場合であって、観光庁参事官（産業競争力強化）が使用を認めた場合。

第3 使用料

認定マークの使用料は、無料とする。

第4 使用の申請

認定施設以外の者が認定マークの使用を希望する場合は、任意の様式にて、①「使用目的」、②「使用方法（具体的な使用方法が判る図等を添付すること。媒体を使用する場合はその媒体名等を含む。）」、③「使用期間」、④「連絡先(氏名、役職、連絡先)」、⑤「事業者の業務内容を表す書類」を添えて観光庁参事官（産業競争力強化）に申請するものとする。ただし、本要綱第2の1または2に基づき使用する場合には、使用に際しての手続きを省略することができる。

第5 使用方法

認定施設は、認定マークを、認定施設のPRを目的として、掲示、印刷物への記載、電子媒体への掲載その他の方法で使用することができる。認定施設以外の使用者は、認定マークを第2の1ないし3に規定する範囲内において使用することができる。ただし、使用者は、認定マークを以下のいずれかに該当する方法で使用してはならない。

1. 特定の政治、思想、宗教、募金活動に関するものへの使用
2. 公序良俗に反するものへの使用
3. 法令・規則などに違反するものへの使用
4. 本要綱に反しての使用

第6 デザイン等

- 1 認定マークのデザインは、様式1及び様式2のとおりとする。
- 2 認定マークの使用に当たっては、別に定める様式・デザインガイドラインを遵守し、みだりに改変してはならない。ただし、印刷の都合上モノクロを選択することは差し支えない。

第7 使用の期間

認定施設による認定マークの使用期間は、制度要綱第5の3に定める認定の有効期間とする。

第8 使用の中止

- 1 認定施設は、認定が取り消された場合には、認定マークの使用を中止するものとする。
- 2 観光庁は、不相当と認める場合には、いかなる場合にあっても認定マークの使用を差し止めることができ、これに起因する損失について一切の責任を負わない。

第9 使用者の義務

- 1 使用者は、本要綱を遵守するとともに、その趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとする。また、認定マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負う。
- 2 使用者は、第三者が認定マークの著作権、その他の権利を侵害し又は侵害しようとしている場合には、観光庁に通報する義務を負うものとする。
- 3 使用者は、認定マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等に係る対応については各自の責任で対応するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）も自ら負担するものとする。
- 4 使用者は、認定マークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該損害について全責任を負い、観光庁に影響を及ぼさないよう処理するものとする。
- 5 使用者は、観光庁から要請がある場合は、認定マークの使用実態について報告するものとする。

第10 不適切な使用に対する措置

観光庁は、使用者が本要綱を遵守せず不正に認定マークを使用したときは、次の必要な措置を講ずることがある。

1. 警告
2. 認定マーク使用の中止
3. 認定の取消し
4. 施設名の公表
5. 法的措置

第11 その他

- 1 ロゴマークに関する権利は、観光庁に属する。

2 本要綱の解釈その他疑義は観光庁参事官（産業競争力強化）が決定する。

第12 改定

本要綱は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

本要綱は、令和6年3月1日から施行する。